

ガス・水道・下水道使用量のお知らせ

※本紙で料金を領付することはできません
このお知らせは、インボイス制度の適格請求書に該当します。特約番号は裏面に記載しています。

① 設備番号 1-00200001
② 由利本荘市石橋子0002-00
0000ハウス002号棟 102号室

〇〇〇 様

③ (使用期間 7/15 ~ 8/14 ご使用日数 31日)

④

ガス	メーター番号	000000
ご契約種別:	一般契約	
今回の指針	2,908 m ³	
前回の指針	2,898 m ³	
交換時使用量	0 m ³	
使用量	10 m ³	

⑤

水道	メーター番号	000000
用途: 家庭用	13 mm	
今回の指針	344 m ³	
前回の指針	300 m ³	
交換時使用量	0 m ³	
使用量	44 m ³	

⑥

下水	用途: 一般用	
その他汚水量	0 m ³	
汚水量	44 m ³	

⑦

令和5年9月 (8月検針分)		
ガス料金	10%	3,372 円
リース料	8%	230 円
リース料	10%	234 円
水道料金	10%	8,184 円
下水道使用料	10%	7,581 円
合計		19,601 円
うち消費税 (1,782円)		
85対象	213円 (消費税 17円)	
10%対象	17,610円 (消費税 1761円)	

⑧ 口座振替予定日 令和5年9月19日

⑨ 納期限日 令和5年10月2日

⑩ **SAMPLE**

～過去のガス・水道・下水道料金について～
・口座振替金額につきましては通帳でご確認ください。
・納入通知書でお支払いのお客様は領収書でご確認ください。

由利本荘市企業局
お問い合わせ先は裏面に記載しております

【登録番号】
ガス事業 T1-8000-2000-0220
水道事業 T4-8000-2000-0309
下水道事業 T9-8000-2000-0221

お問い合わせ先
※夜間のお問い合わせは警備会社になります。

企業局営業課
フリーダイヤル ☎0120-20-3504
※由利・西目地域の方はこちらへお問い合わせください。

地域 お問い合わせ
島津・矢島上下水道事務所 ☎0184-67-2203
岩城上下水道事務所 ☎0184-73-2015
大内上下水道事務所 ☎0184-65-2803
東由利上下水道事務所 ☎0184-69-2115

●ガス・水道料金等は便利で簡単な口座自動振替制度をご利用ください。(取扱: 由利本荘市ガス水道事業出納・収納取扱金融機関・ゆうちょ銀行)
※クレジットカード払いは取り扱っておりません。

●メーターを換針することは、使用量を測定するだけでなく、ガス漏れや漏水等を早期に発見することができます。いつも正確に検針できるようにご協力お願いいたします。

●企業局では雨水時の排水処理をいたしまして市指定の工事に修理を依頼し、修繕することで料金を減免する制度がございます。
指定工事店については下記QRコードより企業局ホームページをご覧ください。



●ガスを安全にご使用いただくためにガス漏れ警報器のリースによる取付をおすすめします。

●ガス器具は、都市ガスはA用器具をお求めになるが、13A (都市ガス) 用調整バルブが組み込まれている器具をご利用ください。

●劣化した設備・機器はガス漏れや不完全燃焼の原因となります。早めの工事・修繕・交換をしてくださいようお願いいたします。

●都市ガス・水道の利用開始、中止、延長変更等の届け出しは、インターネットから申込みができる電子申請が便利です。



検針票のサンプル

1. 設備番号
企業局がご使用メーターごとに決めました整理番号です。
手続きやお問い合わせの際は、この番号をお知らせください。
2. 使用場所とお客さまのお名前
現在、ご登録されている使用場所とご名義です。
3. 使用期間
前回の検針日から今回の検針日までの使用日数です。
4. 今回のご使用量【ガス】
都市ガスを契約されている場合は、今回検針したガス使用量を記載します。
5. 今回のご使用量【水道】
今回検針した水道使用量を記載します。
6. 今回のご使用量【下水】
下水道が接続されている場合は、下水道使用量を記載します。
7. 概算額
今回検針時の請求予定金額を記載します。
契約種別やその他諸条件により、概算額と実際の請求額が異なる場合があります。
検針票は、ご使用料金をお知らせするもので、お支払いのための納付書ではありません。
8. 口座振替予定日
お支払い方法が口座振替の場合、口座振替予定日を記載します。
9. 納期限日
お支払いの納期限日を記載します。
10. 状況欄
障害物等で検針できなかった場合、もしくは漏水の可能性がある場合は、メッセージを記載します。
検針できなかった場合、過去の実績等に基づき、料金を算定し、次回以降検針ができた際に、料金の過不足分を精算します。
「漏水」と記載されている場合は、企業局までお問い合わせください。